平成２２年（フ）第１４６号
北海道富良野市西麻町５番３号
債務者　玉井　澄雄
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４７号
北海道旭川市永山４条15丁目１番15号　ファミール415―202号室
債務者　恵茂田榮子（旧姓時田）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５３号
北海道旭川市豊岡３条７丁目３番18号
債務者　篠本　宏明
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５４号
北海道旭川市豊岡３条７丁目３番18号
債務者　篠本真祐美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５５号
北海道旭川市永山４条９丁目２番２号　ハッピーマンション101号室
債務者　長田　光世
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６０号
北海道上川郡美瑛町愍町２丁目３番９号
債務者　大沼　恭子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６７号
北海道旭川市曙２条５丁目２番４号　シャトー曙103号室
債務者　内藤　道則
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０６２号
大阪府枚方市村野東町51番20―101号
債務者　寺神　千晴（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２０８号
大阪市都島区片町１丁目１番36―302号
債務者　標　　裕美（旧姓大北）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７８号
神奈川県大和市上草柳９丁目３番13号　レオパレス鶴間第７―203号
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１号
熊本県葦北郡芦北町大字花岡1849番地４
債務者　青木眞由美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３２号
島根県出雲市今市町1774番地３
債務者　有藤　浄子（旧姓御崎）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第３３号
島根県出雲市東福町243番地47
債務者　高橋　美幸
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第７６０号
岡山県備前市久々井813番地１
債務者　花房　幸弘
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１号
岡山市南区藤田437番地14
債務者　祐延　晴美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部